

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の施行に伴い、及び対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第百六十一号）第三条第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岡田 直樹

国土交通大臣 齊藤 鉄夫
環境大臣 西村 明宏

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林省、通商産業省、
運輸省、郵政省、労働省、
建設省、
令第一号）の一部

を次のように改正する。

別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式中「暗号資産の移転」を「電子決済手段等取引業者等」に、「第17条の4」を「第17条の4第1項」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この命令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書を取り繕い使用することができる。